

第2次平戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改訂版 及び 重点プロジェクトの概要

第1章 背景・目的

■ 國際的な動向

2021（令和3）年8月に公表されたIPCC第6次評価報告書では、「大気中のCO₂、CH₄、N₂Oは、過去80万年間で前例のない水準まで増加している」と分析。また、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには、疑う余地がない」と、過去の報告書よりも確信度を引き上げた表現となっております。

■ 目的

2030年の対基準年60%削減、2050年ゼロカーボンシティ宣言自治体として、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります。

市民、事業者及び市が地球温暖化対策を進める上で具体的な目標や方向性、重点的に取り組む施策等について、緩和策、さらに適応策として取りまとめ、その施策を実施することにより地球温暖化防止や影響の緩和を推進することを目的とします。

■ 計画の位置づけ

温対法第21条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）で、緩和策を策定するとともに、気候変動適応法第12条に基づく気候変動適応に関する施策の推進を図るために適応策も内包する計画として改訂しました。

第2章 基本的な考え方

■ 目指すまちの姿

『美しい海や緑豊かな山など自然環境が守られ、地球にやさしいまち』

第3章 温室効果ガス排出量の将来推計及び削減目標

■ 対象とする温室効果ガス

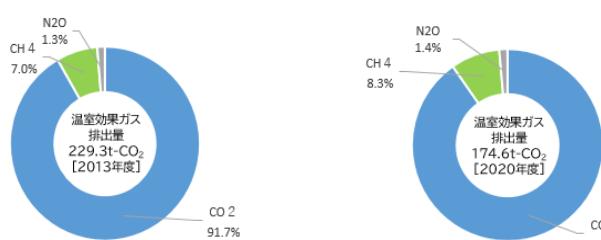
二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)

■ 計画の基準年度・目標年度

区分	年度
基準年度	2013（平成25）年度
目標年度	2030（令和12）年度

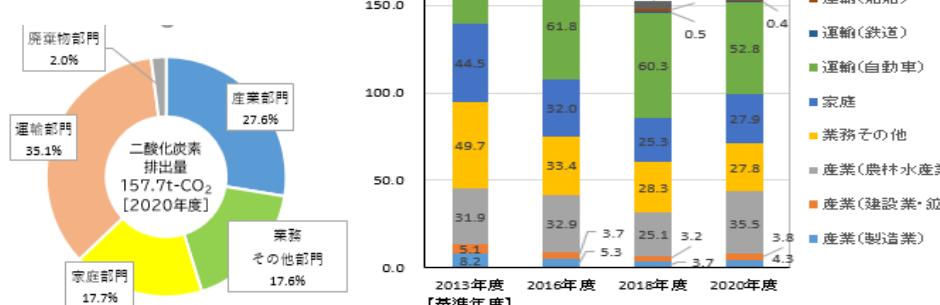
■ 温室効果ガス排出量の状況

2020年度:基準年度（2013年度）比23.8%減少、ガス種別の排出割合:二酸化炭素が約90.3%



■ 二酸化炭素排出量の状況

2020年度:基準年度（2013年度）比25%減少、部門別の排出割合、運輸、家庭、産業、業務部門が多い



■ 温室効果ガス排出量の目標

2030(令和12)年度に温室効果ガス排出量60%以上減(2013(平成25)年度比)、
2050(令和32)年度ゼロカーボンシティの実現

【単位:t-CO₂】

部門	主な対策	削減見込量
再生可能エネルギーの導入利用	公共施設の太陽光発電導入利用	305~868
	一般家庭の太陽光発電導入利用	2,779
	北松北部クリーンセンター余熱発電利用	1,221
	木質バイオマス熱利用	1,352
次世代自動車の導入等	木質バイオマス発電利用	322
	公用車	48
	民間自動車	2,888
	公共交通	47
計	カーシェアリング	9
		8,971~9,534

■ 再生可能エネルギー導入による貢献度

区分	2013年度		2030年度	
	導入量(kW)	貢献度(t-CO ₂)	導入量(kW)	貢献度(t-CO ₂)
太陽光発電	10,321	7,205	36,757	15,937
風力発電	39,420	44,453	68,110	51,247
計	49,741	51,658	104,867	67,184

■ 森林吸収量の状況

年間の温室効果ガス森林吸収量:21.4千t-CO₂

第4章 対策(緩和策)

■ 施策の体系

- ◆これまでの「CO₂排出都市ゼロ宣言」に係る取組みや地球温暖化対策を継承しつつ、本市の課題やまちづくりの将来像に向け、2050年度の脱炭素社会の実現に向けた取組みを加速！
- ◆第2次平戸市総合計画(未来創造羅針盤)の趣旨を踏まえ、平戸市の将来像を再定義。

基本方針と重点プロジェクト施策体系図



■ 具体的な対策

基本プロジェクト1 地域特性を活用した再エネの導入・利用の促進

- 再生可能エネルギー導入の基盤づくり
- 太陽光エネルギー利用システムの普及促進
- 木質バイオマス資源の活用促進
- 再生可能エネルギーの地産地消の推進

基本プロジェクト2 省エネルギー・省資源対策の推進

- 環境配慮型建築物の普及促進
- 壁面緑化や緑のカーテンの普及促進
- 高効率機器等省エネルギー設備の普及促進
- 省資源対策の推進

基本プロジェクト3 多様な手法を用いた地球温暖化対策の推進

- 公共交通等の利用促進
- 森林等の保全・管理等
- 自動車利用時のCO₂排出量の低減
- 学習機会の提供

基本プロジェクト4 気候変動への適応策の推進

- 自然環境や経済活動分野など分野別の適応策の推進
- 熱中症、感染症等の適応策の推進

■ 2030年度目標達成のため重点的な取組み(地域脱炭素重点プロジェクト)

重点プロジェクト1

- ◆木質バイオマス熱利用及び発電の普及・利用拡大
[具体的な内容]
木質バイオマス熱利用、発電設備の設置を年次的、計画的に推進！

重点プロジェクト2

- ◆公共施設等への太陽光発電の普及・利用拡大
[具体的な内容]
景観等へ配慮し、地域との共生が図れるよう太陽光発電を公共施設等に導入し、CO₂削減に取り組む！

重点プロジェクト3

- ◆再生可能エネルギーの地産地消の推進
[具体的な内容]
森林材、廃食用油など新たなエネルギー源による地産地消を推進！

重点プロジェクト4

- ◆行政の率先実行(省エネの推進等)
[具体的な内容]
公用車の次世代化、グリーン購入の推進、職員の率先した行動の実践！

重点プロジェクト5

- ◆環境学習等の推進
[具体的な内容]
関係部署と連携した出前講座やエコフェスタ等の開催など地球温暖化推進委員と連携し環境学習を開催！

重点プロジェクト6

- ◆廃食用油の回収体制構築の推進
[具体的な内容]
一般家庭等から排出される廃食用油の回収体制の構築を図る！

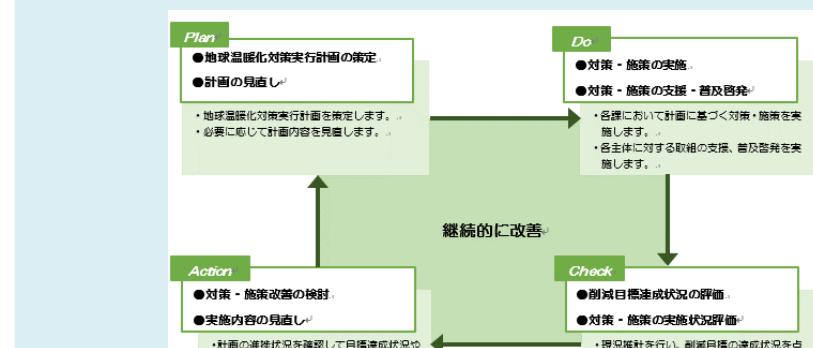
第5章 計画の推進体制・進行管理

■ 推進体制

- ◆市民・事業者等と市の連携・協働
- ◆国、県及び周辺自治体との連携・協力
- ◆府内各課における横断的な連携

■ 進捗管理

- PDCAサイクルによる取組みの継続的な改善と推進
- 点検・評価・公表
- 府内各課における横断的な連携



・計画の内容状況について定期的に把握、温室効果ガス排出状況と合わせて総合的に評価